Hydrangea L.	Hortmarhaso	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Hortevre Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	第35998号	令和８年６月１日
〃	シェイク	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第37388号	令和８年６月１日
〃	久保田5	久保田正夫 群馬県伊勢崎市国定町１丁目141―42	第37513号	令和８年６月１日
〃	久保田6	〃	第37514号	令和８年６月１日

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県佐久市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県近江八幡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、近江八幡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

近江八幡市（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。）